



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 今回は食事代の支給と源泉所得税の課税について見てみます。

1. 役員や使用人に支給する食事は、次の二つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

(1) 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。

(2) 次の金額が1か月当たり3,500円(税抜き)以下であること。

(食事の価額) - (役員や使用人が負担している金額)

この要件を満たしていなければ、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を差し引いた金額が給与として課税されます。

(例) 1か月当たりの食事の価額が5千円で、役員や使用人の負担している金額が2千円の場合この場合には、

(1)の条件を満たしていません。

したがって、食事の価額の5千円と役員や使用人の負担している金額の2千円との差額の3千円が、給与として課税されます。

なお、ここでいう食事の価額は、次の金額になります。

お弁当などを取り寄せて支給している場合には、業者に支払う金額

社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額

## 2. 深夜残業や、宿日直の場合の食事の補助

また、現金で食事代の補助をする場合には、**深夜勤務者**に夜食の支給ができないために1食当たり300円(税抜き)以下の金額を支給する場合を除き、補助をする金額が給与として課税されます。つまり324円(税込み)までは、非課税です。しかし昼食代で、324円を渡しても非課税にはなりません。

なお、残業又は宿日直を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっています。

ただし、常識的な範囲内での食事代に限られ、居酒屋で残業後に連日 飲んだり食べたりした場合はだめです。